

前橋市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の改正について（議案
第158号）

保健総務課

1 改正の理由

夜間急病診療所を移転するとともに名称を改めるため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 題名を「前橋市夜間休日診療所の設置及び管理に関する条例」に改める。
- (2) 名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
前橋市夜間休日診療所	前橋市朝日町三丁目21番13号

3 施行期日

令和6年4月1日